

# 特集

## 「子ども・若者ビジョン」 ～先進的な取組事例の紹介～

### 1 はじめに

政府は、子ども・若者育成支援推進法（平21法71）の施行を受け、平成22年7月23日に「子ども・若者ビジョン」（ビジョン）を策定しました。

子ども・若者を取り巻く環境は大きく変化しています。そのような状況の中で、生き生きと生活している子ども・若者もいますが、困難を抱える子ども・若者も少なくありません。

ビジョンの策定に当たっては、このような状況に対応するための基本的な方針として、①子ども・若者の最善の利益を尊重、②子ども・若者は、大人と共に生きるパートナー、③自己を確立し社会の能動的形成者となるための支援、④子ども・若者一人一人の状況に応じた総合的な支援を、社会全体で重層的に実施、⑤大人社会の在り方の見直しの5つの理念を掲げました。

さらに、この理念を実現するための3つの重点課題として、①子ども・若者が生き生きと、幸せに生きていく力を身につけるための取組、②困難を有する子ども・若者やその家族を支援する取組、③地域における多様な担い手の育成を挙げています。

ここでは、この5つの理念と3つの重点課題を踏まえ、実際に地域、団体等で行われている先進的な取組事例の概要を紹介します。

### 2 すべての子ども・若者の健やかな成長を支援する取組

ビジョンでは、子ども・若者の成長・発達の基礎づくりを支援するほか、自立した個人として必要な知識、能力、社会性、リーダーシップ等をはぐくむため、体験活動等の能動的な活動や自らとは異なる文化に接し理解を深めるための国際交流活動、政治的教養を豊かにし勤労観・職業観を形成するための社会形成・社会参加に関する教育等に取り組むこととしています。

また、社会の能動的な形成者となれるよう、各種審議会、懇談会等における委員の公募制の活用等、子ども・若者の政策形成過程への参画を促進し、意見表明機会の確保を図ることとしています。

これらに関連する施策のうち、ダンスを通して子どもの創造力を育む活動に関するNPO法人ジャパン・コンテンポラリーダンス・ネットワーク（JCDN）の取組、国際交流活動に関する日本青年国際交流機構の取組、シチズンシップ教育に関する神奈川県取組、川崎市子どもの権利に関する条例、子どもの意見表明機会の場である「子ども県議会」に関する滋賀県の取組をそれぞれ紹介します。

#### (1) ダンスを通して子どもの創造力を育む活動

##### NPO 法人ジャパン・コンテンポラリーダンス・ネットワーク（JCDN）

NPO 法人ジャパン・コンテンポラリーダンス・ネットワーク（JCDN）は、社会とダンスをつなぐネットワーク型のアートNPOとして、平成13年に設立した団体です。コンテンポラリーダンスのアーティスト、カンパニー、公立ホール、文化財団、制作者等と全国的なネットワークを

組み、「ダンスの持っている力」を社会に活かしていこうと様々な活動を行っています。

JCDN が推進しているコンテンポラリーダンスは、バレエやジャズダンス等と違って決まった型がありません。それぞれが自分のオリジナルなダンスを自由な発想で創ります。その特性を活かして、JCDN では、ダンスの経験や年齢を問わないワークショップのコーディネートを全国的に行っています。誰もが生まれながらのダンサーで、ダンスを創ることができるという考えの下、それぞれが自分なりのダンスを創ることを目指しています。ダンスなんて私には無理と思っていたり、ダンスに縁がなかった人たちが、いつの間にか自分なりのダンスを創れることを体験し、新しい自分を発見したという声を多く聞きます。

特にコンテンポラリーダンスは、子どもの創造教育に良いといわれています。海外では、義務教育の中に取り入れられているところも多くあります。例えばイスラエルでは、小中学校9年間の必修科目としてダンスが入っています。それは、「子どものときに国語や算数や社会のように頭で考えたり覚えたりする授業と同じように、ダンスを通じて創造力や表現力、そして他者とのコミュニケーション力を育てることは大変有効であり、その両方が人間形成のために必要」だからだそうです。

その中でも、JCDN は創造力を身につけることに特に注目しています。子どものときに、自分でゼロから何かを創ることが出来るということを知っている子どもと、人からの指示やマニュアルがないと何もできない子どもとは、大人になったときに大きな違いが出てくるだろうと思うからです。

小学校でのダンスのワークショップで、アーティストが子どもたちにいくつかのテーマを与え、「さあ、他の人と違う形を作ってみよう。」というと本当に様々な形が生まれます。次々に違うテーマを与え、その度にそれぞれに全く違う形や動きが生まれ、それらの自分の動きをつなげ、そこに音楽をかけると、その子どもしか創れないダンスが生まれます。その“ダンス”をみんなの前で発表します。普段はおとなしく目立たない子が、とても大胆な動きをしたり、みんなが爆笑するような、とんでもない動きを生み出したり、普段とは全然違う表情を見せてくれます。そこには、それぞれが自分のダンスを創ったのだという何か自信のようなものが同時に生まれているのだと思います。

岐阜県山県市の小学校でのワークショップ風景



人と同じようにしないといけないと言われ続けている中で、そのような時間がとても大切だと思えます。近年コミュニケーション力が話題になっていますが、コミュニケーションの基本は、他人と自分が違うことを認めることだと思えます。その違いに対する包容力がなければ、なかなか人とコミュニケーションをとるのが難しくなります。ダンスを創るとその違いを楽しめるようになります。そして違うから良いのだと少し感じるようになります。創造力と同じように、ダンスがコミュニケーション力を育てるといえるのは、そんなところから始まるのかもしれない。

平成24年度から中学校の保健体育科においてダンスが必修となります。「現代的なリズムのダ

ンス]、「フォークダンス」、「創作ダンス」の3種類から選ぶことになるようです。JCDNでは、コンテンポラリーダンスによる「創作ダンス」の教材づくりを準備しています。全国の中学生が自分のダンスを創る楽しさや喜びを体験することで、自分に対する自信がついたり、他人や自分を認める一つのきっかけになればと思います。

コンテンポラリーダンスは、実際に体験しないとその面白さや良さはわかりにくいものです。是非一度御体験ください。初めに先生方が体験することもお勧めします。

## (2) 国際交流事業の既参加青年が取り組む社会貢献活動

日本青年国際交流機構

内閣府では、昭和34年度以来、国内外の青少年の招へい・派遣等を行う青年国際交流事業を実施しており、その参加者（既参加青年）は、日本の青年だけで1万5,000人を超えます。これらの事業の参加者が、非営利の活動団体「日本青年国際交流機構」（IYEO）を組織して、国際支援や青少年育成等の社会貢献活動を始め、多くの事後活動を展開しています。

IYEOは、規約に「青少年国際交流事業で得た成果を踏まえつつ、国際理解を深め、国際親善に寄与し、もって広く社会に貢献する」と規定しており、47都道府県でボランティアによる組織が展開されています。また、海外から事業に参加した青年による事後活動組織は、50数カ国に広がっており、連携して活動をしています。こうした活動の中から、海外への支援活動を行っている2つの事例を御紹介します。

### ア スリランカ教育支援プロジェクト（One More Child Goes to School）

このプロジェクトは、平成16年にスマトラ沖で発生した津波被害への救済活動を機に開始されたもので、「世界青年の船」スリランカ事後活動組織との連携により、子どもたちへの学用品等の提供や、学校に通うことが困難な子どもたちのペアレンツ（里親）の募集等、恵まれない子どもたちの学校教育の充実や継続的に学ぶための支援、既参加青年とスリランカへの教育支援に関心のある人々のネットワークの強化を目的としています。

スリランカ事後活動組織がギリシャの既参加者と共に取り組んでいた本プロジェクトを知った日本の既参加者が、平成20年「世界青年の船」の事後活動国際大会が日本で開催されるのを機にプロジェクトチームを立ち上げ、協力する活動を開始しました。その後、IYEOの正式プロジェクトとなり、平成22年3月には、奨学金を継続して提供するペアレンツ（里親）が、30人の子どもたちに対して集まりました。

一方、プロジェクトにより得たスリランカの教育事情の発表やスリランカ大使館への報告等も行っています。

この活動は、国際間のネットワークによって始まった活動に刺激されたある日本青年の自ら動くことの重要性を認識して発した声が、多くの賛同者を動かし、組織としての取組に発展させた貴重な事例です。

活動の詳細については、次のホームページを御覧ください。

<http://www.iyeo.or.jp/srilanka/>

### イ イエローハットプロジェクト

福島県の事後活動組織が、小学校で交通安全のために1年間使用され役割を終えた黄色い帽子を、タイの子どもたちへ寄贈するという活動を通して、日本とタイの交流を深める目的で行っているものです。

福島県が、青年国際交流事業の受入れを行った際にできたタイ青年とのつながりを通して、タイの「東南アジア青年の船」事後活動組織との相互交流が平成18年から開始されましたが、その2回目の交流時から本プロジェクトが組み入れられました。

福島県の事後活動組織が活動を行うに当たっては、IYEO本部が協力してタイ側との調整に当たるなど、本部と地方組織の連携によって取組が実現しました。

その後、帽子の提供者である「明るい社会づくり運動協議会」の協力を得て、平成19年12月から平成22年3月までに2,000個の帽子をタイに寄贈し、平成22年8月11日～17日のスタディ・ツアーでは、100個の帽子を、タイで最も貧しい地区の子どもたちに贈りました。この地域には、1日1ドル以下で生活し、病気や怪我をしても病院に行くことができない人が多くいます。この帽子を被ることにより、事故による怪我を少しでも無くしたいとのことでした。

この活動は、事業で得たつながりを、地域における多くの関係団体の協力を得て、国際支援活動として発展させた例としてユニークな内容です。

寄贈された帽子をかぶるタイの子どもたち



紹介した国際支援活動のほかにも、文化活動や青少年育成、その他の国際交流活動等が行われ、国際交流事業の既参加青年たちが、事業を通じて得た知識、経験及びネットワークを活かし、国際親善や社会貢献活動に取り組んでいます<sup>※11</sup>。

### (3) 神奈川県におけるシチズンシップ教育の推進

神奈川県教育委員会 教育局

神奈川県では、これからの社会を担う自立した社会人を育成するために、積極的に社会参加するための能力と態度をはぐくむ実践的な教育として位置づけたシチズンシップ教育を、すべての県立高校において推進することとしています。

#### ア 実施の経緯

生涯を通じた自己の生き方・在り方について考え、勤労観・職業観を身につけるキャリア教育に取り組むため、県では「かながわキャリア教育実践推進プラン」(平成17年4月)を策定し、平成20年度から、すべての県立高校において各校ごとのキャリア教育実践プログラムに基づく取組を進めています。このキャリア教育の一環として、実践的・体験的な活動を通じて自立した社会人として積極的に社会に参画する意欲と態度を涵養する「シチズンシップ教育」を位置づけました。

平成19年度からシチズンシップ教育実践研究校(平成19, 20年度は8校, 平成21年度は11校

※11 これらの事後活動は、既参加青年たちが自主的に行っているものですが、内閣府としても、各国事後活動組織の代表者を日本に招へいし、意見・情報交換を行う会議を開催したり、既参加青年向けに事後活動を紹介するニュースレターを発行するなど、既参加青年を核とする国際的な人的ネットワークの充実強化を側面支援し、事後活動の一層の活性化を推進しています。

を指定)が研究を進めるとともに、平成21年度には、有識者を含むシチズンシップ教育推進プロジェクト会議で、シチズンシップ教育の推進に向けた手引きの作成等について検討を重ねてきました。

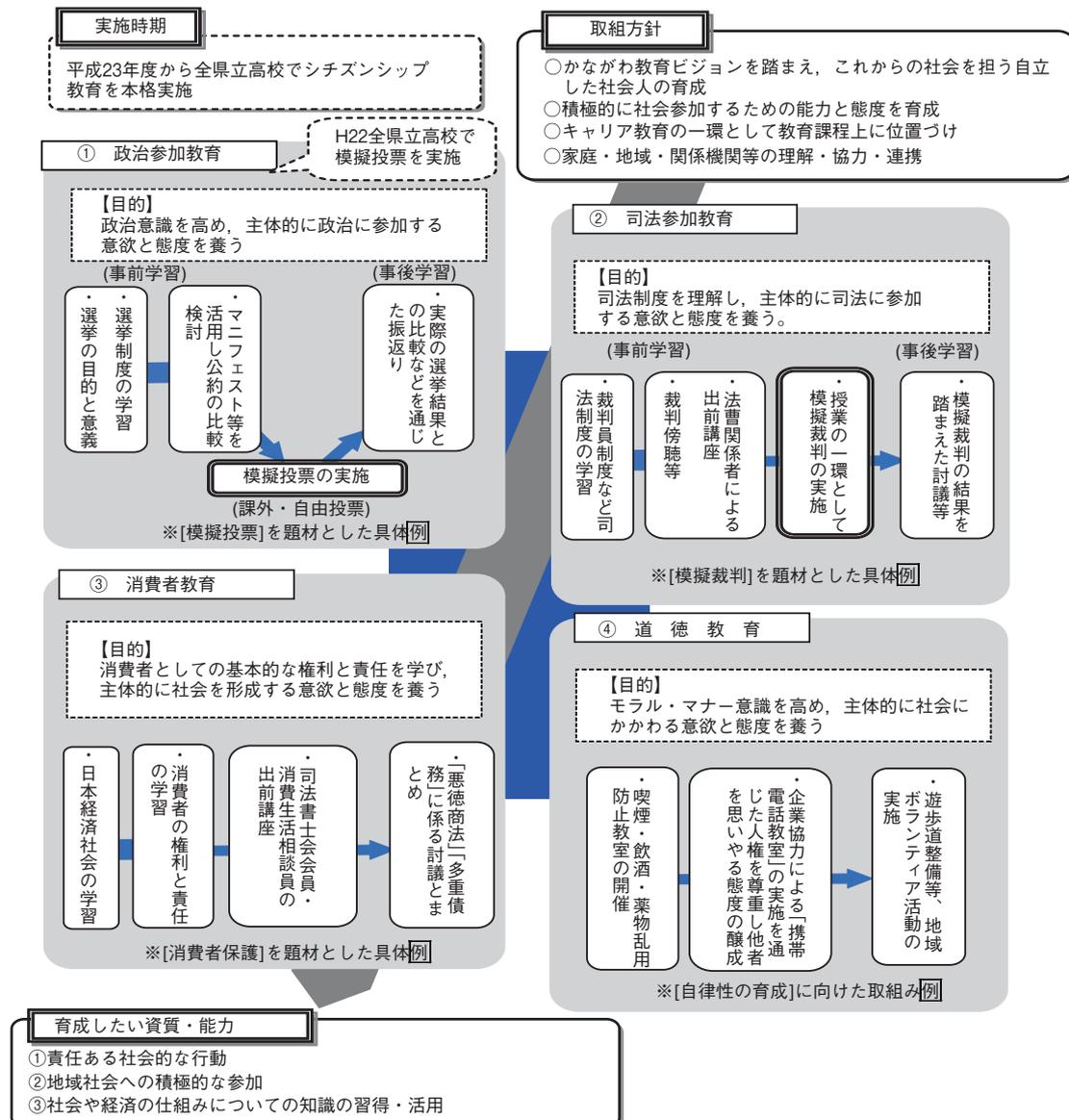
## イ 現状

平成22年度は、シチズンシップ教育活動開発校13校による先進的な実践・研究を進めるとともに、政治参加教育の一環として、第22回参議院議員選挙の機会を活用して、模擬投票をすべての県立高校で実施しました。各校の教育課程上の位置づけは様々ですが、県内の多くの高校生が、実際の国政選挙の機会を活用した模擬投票の体験を通して、政治を生活に身近で重要な問題ととらえ直し、政治参加意識を高めるきっかけになったのではないかと考えています。

## ウ 今後の計画

平成23年度から、すべての県立高校においてシチズンシップ教育を教育課程上に位置づけて展開することとし、①政治参加教育、②司法参加教育、③消費者教育、④道徳教育（モラル・

### 神奈川県立高等学校が取り組むシチズンシップ教育



マナー教育)の柱を設け、責任ある社会的な行動を身につけ、地域や社会に積極的に参加する意欲をはぐくむとともに、社会や経済の仕組みについての知識を習得し、それらを活用していく態度を育成することを目指しています。

今後のシチズンシップ教育の推進に当たっては、教育活動開発校の教育活動公開等により先進的な取組の普及を図るとともに、指導の参考となる資料の配付、研修の機会等を通じてその意義と展開の在り方等について浸透を図っていきたいと考えています。

#### (4) 川崎市子どもの権利に関する条例

川崎市市民・こども局 人権・男女共同参画室

##### ア 制定の経緯

川崎市子どもの権利に関する条例は、平成12年12月、川崎市議会において全会一致で可決・成立しました。

条例を制定する背景としては、第一に、平成6年に日本国政府によって批准された「児童の権利に関する条約」が挙げられます。条約は批准されましたが、実際に生活している市民や子どもの生活レベルで、どうしたら子どもの権利を保障していけるかを考えることが、条例づくりのきっかけとなりました。

第二に、いじめや虐待、体罰等に悩み苦しんでいる子どもたちを、何とかしたいと考えている市民が多かったことが挙げられます。このことは、当時の市民意識実態調査で「守られる権利」と「育つ権利」の保障が不十分と答えた市民が、4割いたことにも見て取れます。

こうして、市民や子どもとともに200回を超える会議や集会を開催し、2年近くをかけて条例案がまとめられました。

##### イ 条例の主な内容

条例前文には、子どもはそれぞれが一人の人間であること、権利の全面的な主体であること、そして他者の権利も尊重すべきことが明記され、子どもの権利を保障しながらも、子どものわがままにならないよう配慮されています。

第1章「総則」では、条例の目的や行政の責務等を規定しています。第2章「人間として大切な子どもの権利」では、安心して生きる権利、ありのままの自分である権利、自分を守り守られる権利、自分を豊かにし、力づけられる権利、自分で決める権利、参加する権利及び個別の必要に応じて支援を受ける権利の七つの柱を条文として規定しており、それぞれの具体的な権利を保障する中で、子どもの権利を実現していこうとしています。

第3章では、「家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利の保障」、第4章では子ども会議を始めとした「子どもの参加」の仕組みについて規定しています。

さらに、第6章では、「子どもの権利に関する行動計画」、第7章では、行動計画を中心とした子どもに関する施策を調査研究し、検証を行う「子どもの権利委員会」の設置を規定し、市の施策を評価検証する体制を整え

川崎市子どもの権利条例制定10周年「かわさき子どもの権利の日をつどい」の様子



ました。

#### ウ 条例に基づく取組の現状等について

条例では、国連総会で「児童の権利に関する条約」が採択された11月20日を「かわさき子どもの権利の日」と定めています。これを受け川崎市では、毎年この時期に「かわさき子どもの権利の日のつどい」等のふさわしい事業を実施しており、広く市民の参加を得ています。平成22年度には、乙武洋匡氏をこの「つどい」に招き、講演を行いました。

また、教育委員会では、小学生、中学生及び高校生各1学年に子どもの権利学習資料を配付するとともに、小学校への講師派遣を行い、人権学習等を行っています。

さらに、子どもの居場所として「わくわくプラザ」、「こども文化センター」や条例を具現化する施設として「子ども夢パーク」を設置し、子どもたちが自主的に集い話し合う「川崎市子ども会議」等を開催しています。

平成20年には、子ども施策の充実を図るため、生まれる前からおとなになるまでの子どもの施策を総合的に推進する組織として「こども本部」を設置しました。また、子どもに関する相談等の地域における窓口として各区役所に「こども支援室」を設置しました。

このほか川崎市では、子どもの相談に応じ、救済を図るため、「川崎市人権オンブズパーソン条例」を平成13年に制定しており、子どもの権利を保障する体制の整備を図っています。

### (5) 滋賀県における「子ども県議会」の取組

滋賀県健康福祉部 子ども・青少年局

滋賀県では、平成12年度から子ども参画社会づくり事業として「21世紀淡海子ども未来会議」(J21)を設置しています。J21は、1年間をかけた体験学習、話し合い活動を通じて、自ら考え、自ら行動する力を引き出すことを支援するとともに、社会を構成する一員である子どもたちの意見表明や大人との意見交換を行うことにより、21世紀の魅力的で活力ある滋賀の創造につなげることを目的に設置しています。

「子ども県議会」は、J21の1年間の活動を集約するもので、子どもが参画する社会づくりを進めるうえで、子どもからの意見を県行政として受け止める場として開催しています。

#### ア J21・11期生の活動 (H21.07～H22.08)

##### ① 任命式・夏キャンプ

県内の小学4年生から中学3年生までの子どもたちを対象に募集を行い、抽選により選ばれた50人が、知事から子ども議員の任命書を受け取り、夏キャンプに臨みました。

##### ② 地域会議

県内を6つのブロックに分け、子ども議員が選んだ3つのブロックで1泊2日の地域会議を3回実施しました。地域会議では、子どもたちが気づき、考え、実践する力を育むため、毎回異なったテーマに沿って議論を重ねていきます。県内のいろいろな場所で、体験活動、調査・交流活動、記録・報告活動等を通して、自分の意見を述べ、相手の考えを聞き、自分の思いや考えを深めていきます。

なお、地域会議は、滋賀県の新たな魅力をたくさん発見し、自分たちが住んでいるふるさとをよく知り、ふるさとを愛する心を育む活動とも位置づけており、滋賀の魅力をさらにアピールするため、また地域の良さを受け継いでいくため、自分たちが果たしていく役割と大人への要望を提言としてまとめます。

## 3 困難を有する子ども・若者やその家族を支援する取組

## ③ 直前ワーク（課題検討会議）

活動で感じた「思い」を提言にするため、未来の滋賀県について話し合いました。「こんな滋賀県になってほしい」というそれぞれの願いや思いを、教育、環境・自然、福祉等に分類し、自分たちの思いを確かめました。そして、自分たちの住んでいる地域や滋賀県をもっと良くするため、考えたことや感じたことを提言としてまとめました。

地域会議及び直前ワークは、子ども議員の卒業生等のサポーターの協力の下、実施しています。サポーターは、子どもの主体性・自主性を尊重し、子どもたちの持っている潜在的な力を常に引き出そうと精力的に活動してくれました。

## ④ 子ども県議会

1年間の活動のまとめとして、平成22年8月24日に「子ども県議会」を実施しました。当日は、本物の議場で、子どもたち自らの運営により、本当の県議会と同じように進行了ました。傍聴の方も多く、少し緊張している様子でしたが、自信を持って堂々と提言できました。

今回は、「親子にとって幸せな社会について」、「放課後の遊ぶ時間を増やしたい」、「もっと滋賀の良さを知ってもらうために」等の提言をし、知事、教育長、県警本部長及び各部長が答弁しました。

## イ 21世紀淡海子ども未来会議（J21）の成果

この事業は、知事始め滋賀県職員が、子どもたちの思いや考えを受け止める場として定着しています。また、11期についても「外来魚回収ボックスの効果を上げるためのポスターを作成する」、「飲酒運転をやめようというポスターを作成する」という2つの提言が実現するなど、これまでに多くの提言が具現化されており、「子どもの権利」及び「子どもの意見表明権」を尊重した事業としても高く評価されています。

子どもたちにとっては、様々な活動を通して多くの人と触れ合ったり、たくさんの物を見たり、たくさんの人たちの話を聞いたりして、滋賀県の新たな魅力を発見できる事業でもあり、子ども議員を卒業後、サポーターとなるなど、多くの成果が出ています。

## 3 困難を有する子ども・若者やその家族を支援する取組

ビジョンでは、様々な困難を有する子ども・若者に対して、それぞれに必要な支援を、本人だけでなく、その家族も含め行っていくこととしています。また、「子どもの貧困」問題にも積極的に取り組んでいくこととしています。

ニート、ひきこもり、不登校等社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者に対する支援のためには、子ども・若者支援地域協議会の設置の促進や、支援に関わる人材の養成を図る研修等を実施することとしています。

これらに関連する施策のうち、子ども・若者支援地域協議会に関する兵庫県と新潟県三条市の取組、問題を抱えた少年の立ち直り支援活動に関する佐賀県警察の取組、薬物依存者やその家族に対する立ち直り支援活動に関する日本ダルクの取組、さらに、性同一性障害者や性的指向を理由とし

## 滋賀県「子ども県議会」の様子

